

# 金銭消費貸借契約書

(平成 30 年 10 月 10 日作成)

行政書士久保田事務所

行政書士 久保田 誠

〒028-3303 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田 3-58

TEL : 019-681-7675 FAX : 019-681-7676

E-mail mail@kubotaoffice.com URL <https://kubotaoffice.com/>

# 金銭消費貸借契約書

債権者 山田太郎（以下、「甲」という。）と債務者 久保田誠（以下、「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、平成30年10月10日、金200万円を下記の約定で貸し付け、乙は、これを借り受けた。

## 記

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 元 金   | 金 200万円     |
| 2 利 息   | 年 7.3%      |
| 3 利息発生日 | 平成30年10月10日 |
| 4 遅延損害金 | 年 14.6%     |

第2条 乙は、甲に対し、下記のとおり、前条の金200万円及び既発生の利息を、平成30年11月から平成35年10月まで計60回に分割して、毎月末日（当該金融機関が休日の場合は前営業日）限り、甲の指定する下記預金口座に振込むことにより支払う。振込手数料は乙の負担とする。

## 期間・金額

- 平成30年11月末日限り、金48,519円
- 平成30年12月から平成35年10月まで毎月末日限り、金39,886円

## 振込口座

金融機関名	岩手銀行
支 店	紫波支店
種 別	普通預金
番 号	*****
口座名義人	ヤマダ タロウ

第3条 乙は、次の事由が生じたときは、甲からの通知催告を受けることなく、本契約から生じる一切の債務について当然に期限の利益を失い、第1条の金200万円及び既発生の利息からいずれも既払分を控除した残額を直ちに支払う。

- 1 本契約の分割金の支払いを2回でも怠ったとき。
- 2 他の債務により、強制執行（仮差押えを含む。）を受けたとき。
- 3 競売、破産手続き又は民事再生手続き開始の申立てがあったとき。
- 4 国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき。
- 5 その他、背信的行為の存在等により、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき。

第4条 乙は、甲に対し、期限後又は期限の利益を失ったときは、当該期限の翌日又は期限の利益を失った日の翌日から、分割金又は第1条の金200万円から既払分を控除した残額に対し、完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第5条 乙は、次の事由が生じたときは、甲に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

- 1 住所の移転
- 2 勤務先・職業の変更

第6条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第7条 甲及び乙は、本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、甲の住所地を管轄する裁判所とすることに合意した。

以上

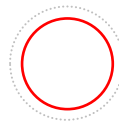
上記のとおり契約が真正に成立したことを証するため、この契約書2通を作成して各自署名押印し、各1通を所持するものとする。

平成30年10月10日

(甲) 債権者

住所 岩手県紫波郡紫波町北日詰字大日堂2番地34

氏名 山田 太郎



(乙) 債務者

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田3番地58

氏名 久保田 誠

